

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。
令和3年12月21日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎
秋田県監査委員 佐藤 正一郎
秋田県監査委員 高橋 洋樹
秋田県監査委員 半田 直樹
財 175
令和3年11月5日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎
秋田県監査委員 佐藤 正一郎
秋田県監査委員 高橋 洋樹
秋田県監査委員 半田 直樹
様

秋田県知事 佐竹 敬久

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年10月7日付け監委一388で報告のあったことについて、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

| 監査課所名 | 税務課 | 監査年月日 | 令和3年8月19日 |
|---|----------|-------|-----------|
| <p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 未収金については、その縮減に向けて努力しているところであり、令和3年9月末現在の県税及び県税に付随する税外収入に係る滞納繰越分の未収金は、前年同期に比べ、96,624,332円減の796,049,740円となっております。 今後も口座振替納税、コンビニ納税、クレジットカード納税及び地方税共通納税システムの利用を積極的に広報することにより、滞納事案の発生を未然に防止してまいります。 滞納となった事案については、滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の処分の執行により県税の累積滞納額の縮小に努めていくほか、未納額の8割強を占める個人県民税については、市町村及び秋田県地方税滞納整理機構と連携しながら、未納額の圧縮に努めてまいります。 また、徴収技術の向上及び人材の育成を図るため、県及び市町村の税務職員を対象とした研修の充実にも取り組んでまいります。</p> | | | |
| 監査課所名 | 地域・家庭福祉課 | 監査年月日 | 令和3年8月31日 |
| <p>(指摘事項) 母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 令和2年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金138,157,087円（過年度分122,677,939円及び現年度分15,479,148円）については、令和3年9月末までに一部納入を含め8,980,444円を回収しております。 債権管理においては、担当者会議等を通じた意識強化や情報共有に努めながら、児童相談所、福祉事務所及び市町村と連携し、債権回収に取り組んでおり、未収金発生時には、督促のほかにも個別の状況に対応した納入指導や償還計画の見直しなどを実施しています。 なお、償還が困難なケースについては、連帯借受人や連帯保証人に対する働きかけを行っているところです。 今後も、個別ケースの状況に応じ、こうした取組を丁寧に行うとともに、新たな未収金の発生防止に向け、貸付開始時から利用者に対する制度説明を繰り返し行うなど、償還意識の確認や向上等により一層努めていくほか、債権回収強化月間を設け、未納金納入の働きかけを集中的に実施してまいります。</p> | | | |

また、令和2年度に発生した生活保護費等返還金等に係る未収金58,752,915円（過年度分52,410,981円及び現年度分6,341,934円）については、令和3年9月末までに1,616,359円を回収しております。

債権管理においては、福祉事務所による債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による納入指導を行っております。また、地域・家庭福祉課保護班が実施する生活保護法施行事務監査において、未収金等に対する納入指導等の助言・指導を行っております。

今後とも債務者への納入指導を行うとともに、被保護世帯に対しては収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めていくほか、債権回収強化月間を設け、未納金納入の働きかけを集中的に実施してまいります。

| | | | |
|-------|-------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 障害福祉課 | 監査年月日 | 令和3年8月31日 |
|-------|-------|-------|-----------|

(指摘事項)

児童保護費負担金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。
また、児童保護費負担金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和2年度に新たに発生した児童保護費負担金に係る未収金380,100円については、令和3年9月末までに43,050円を回収しております。

過年度未収金4,160,675円については、令和3年9月末までに11,300円を回収しております。

今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、措置決定時等において制度の周知を図るなど、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。

| | | | |
|-------|-------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 医務薬事課 | 監査年月日 | 令和3年8月31日 |
|-------|-------|-------|-----------|

(指摘事項)

公的医療機関等設備整備基金貸付金に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

公的医療機関等設備整備基金貸付金に係る過年度未収金69,064,013円については、平成12年に民事訴訟法に基づく支払督促申立を行った結果、平成13年に債権差押命令が出され、現在まで債務者の給与から配当金として定期的に払い込みがなされております。

今年度においては、令和3年9月28日付けで秋田地方裁判所大曲支部から供託金払渡証明書を受領し、259,839円回収予定となっております。

今後とも債権管理を行い、回収に努めてまいります。

| | | | |
|-------|--------------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 医務薬事課医療人材対策室 | 監査年月日 | 令和3年8月31日 |
|-------|--------------|-------|-----------|

(指摘事項)

看護師等修学資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、同貸付金及び地域医療従事者医師修学資金等貸付金に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

看護師等修学資金貸付金に係る未収金については、令和2年度に新たに発生した176,000円を含め、2,478,618円となっておりますが、一部納付を含め令和3年9月末までに283,000円を回収しております。

また、地域医療従事者医師修学資金等貸付金については、過年度未収金が4,667,600円となっておりますが、債務者への面会や電話等により働きかけを行い、令和3年9月末までに140,000円を回収しております。

今後とも、債務者への電話等による定期的な働きかけを行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

| | | | |
|-------|-------|-------|----------|
| 監査課所名 | 環境整備課 | 監査年月日 | 令和3年9月1日 |
|-------|-------|-------|----------|

(指摘事項)

能代市の産廃処理場の行政代執行費用に係る未収金が新たに発生しているため、その回収に努めること。

また、過年度未収金について、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

能代市の産廃処理場の行政代執行に係る未収金については、債権管理や原因者への費用請求、督促等を適正に実施することにより、その回収に努めているほか、今後も継続する水処理等の維持管理対策の効率的な実施を図り、新たに発生する行政代執行費用の軽減に努めてまいります。

また、過年度未収金については、引き続き債務者の資産調査などを行い、可能な限り回収に努めてまいります。

す。

| | | | |
|-------|-------|-------|----------|
| 監査課所名 | 自然保護課 | 監査年月日 | 令和3年9月1日 |
|-------|-------|-------|----------|

(指摘事項)

指定管理鳥獣捕獲等事業について、環境省からの交付金4,071,000円の受入事務が未処理のため、決算上、県財政に影響を与えたので、今後は適切に処理を行うこと。

(措置状況)

予算の収入事務において事務処理業務を確実にを行うため、事務処理マニュアルに国費受入の事務処理手順を追記したほか、部内各課室へ再度周知徹底を行い事業担当課と予算執行管理担当とのダブルチェックによる進捗状況の確認を行い、再発防止に努めてまいります。

| | | | |
|-------|-------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 農業経済課 | 監査年月日 | 令和3年8月25日 |
|-------|-------|-------|-----------|

(指摘事項)

沿岸漁業改善資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、農業改良資金貸付金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和2年度に新たに発生した、沿岸漁業改善資金貸付金に係る未収金1,255,000円については、債務者への文書による督促のほか、訪問による働きかけを行うなど、回収に努めております。

過年度未収金 38,495,702円（林業・木材産業改善資金 32,535,548円、農業改良資金 5,960,154円）については、一部納付を含め、令和3年9月末までに 727,000円（林業・木材産業改善資金 540,000円、農業改良資金187,000円）を回収しております。

なお、林業・木材産業改善資金については、9,291,815円を不納欠損処分しております。

今後とも債務者への納付指導を行うとともに、新たに未収金が発生しないよう貸付時における審査を適正に行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

| | | | |
|-------|-------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 産業政策課 | 監査年月日 | 令和3年8月26日 |
|-------|-------|-------|-----------|

(指摘事項)

中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和2年度に新たに発生した未収金26,088,365円については、債務者に対して継続的な訪問督促を行い、令和3年9月末までに110,000円を回収しております。

また、債務者からは、直近の決算書を徴し、その財務状況を確認した上で適宜訪問し、経営に関する情報提供、助言、運営診断等を行うことにより、今後の発生防止に努めてまいります。

過年度未収金2,832,808,813円については、一部納付を含め、令和3年9月末までに6,253,000円を回収しております。

今後とも、債務者や連帯保証人に対しては、継続的な訪問により面談を重ね、事業や生活の状況等の把握に努めながら、償還意欲を喚起してまいります。

特に、金融機関における納付に抵抗がある債務者等については、現金取扱員制度を活用した訪問回収により、引き続き定期的な回収を進めてまいります。

また、多額の延滞者は、早急な延滞解消が難しいことから、債務確認書を徴するとともに、償還計画書の提出を求めるなど、償還に対する意識の継続を図りながら、償還の確保に向けて継続的な分納を指導してまいります。

なお、担保処分が有利と考えられる案件には、抵当権の実行も並行して検討してまいります。

| | | | |
|-------|-------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 産業集積課 | 監査年月日 | 令和3年8月26日 |
|-------|-------|-------|-----------|

(指摘事項)

工業団地開発事業の財産貸付収入に係る過年度未収金について、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

過年度未収金3,401,099円についてであります。令和3年9月末までに30,000円を回収しております。

今後とも債務者に対して定期的な電話、文書、面談、訪問等を行い、納付計画に遅れが生じないよう回収に

| | | | |
|--|-------------------|-------|-----------|
| 一層努めてまいります。 | | | |
| 監査課所名 | 港湾空港課 | 監査年月日 | 令和3年8月23日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>港湾施設内にあった油送施設撤去のための行政代執行費用に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>行政代執行費用の過年度未収金14,235,500円につきましては、債務者が所有する不動産に対し、行政代執行法に基づく参加差押処分を行っております。</p> <p>今後も継続して債権の回収に努めてまいります。</p> | | | |
| 監査課所名 | 建築住宅課 | 監査年月日 | 令和3年8月23日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているもので、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>未収金については、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き誓約書作成により分割弁済を求めるほか、債務弁済契約公正証書を作成するなどしております。</p> <p>併せて、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な債権回収に努めてまいります。</p> <p>さらに、未収金発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置(生活保護や多重債務整理等制度の紹介)を講ずることにより、引き続き滞納の発生防止を図ってまいります。</p> <p>なお、令和2年度新たに発生した県営住宅使用料の未収金1,026,200円については、令和3年9月末までに累計126,800円回収しております。</p> <p>また、過年度未収金13,930,382円については、令和3年9月末までに587,600円回収しております。</p> | | | |
| 監査課所名 | 財産活用課 | 監査年月日 | 令和3年8月20日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>土地貸付収入に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>過年度未収金については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和3年9月末までに20,000円を回収しております。</p> <p>今後とも債務者への納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。</p> | | | |
| 監査課所名 | 北秋田地域振興局(大館福祉環境部) | 監査年月日 | 令和3年7月29日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているもので、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>令和2年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金842,648円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和3年9月末までに233,479円を回収しております。</p> <p>また、過年度未収金9,882,044円については、令和3年9月末までに726,614円を回収しております。</p> <p>今後とも債務者への納付指導を行うとともに、生活保護費返還金については、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。</p> | | | |
| 監査課所名 | 北秋田地域振興局(建設部) | 監査年月日 | 令和3年7月21日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているもので、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>令和2年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金452,900円については、債務者への文書による督促のほか、訪問面談による働きかけをするなどして回収に努めております。</p> | | | |

また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

| | | | |
|---|----------------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 山本地域振興局（福祉環境部） | 監査年月日 | 令和3年7月21日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>令和2年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金3,972,391円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和3年9月末までに63,813円を回収しております。</p> <p>また、過年度未収金23,110,271円については、令和3年9月末までに764,746円を回収しております。</p> <p>今後とも債務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。</p> | | | |

| | | | |
|--|--------------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 山本地域振興局（建設部） | 監査年月日 | 令和3年7月21日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>過年度未収金1,286,200円については、令和3年9月末までに55,000円を回収しております。</p> <p>今後とも、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き誓約書作成により分割弁済を求めるほか、債務弁済契約公正証書の作成や、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な未収金回収に努めてまいります。</p> | | | |

| | | | |
|--|----------------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 秋田地域振興局（福祉環境部） | 監査年月日 | 令和3年7月27日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>令和2年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金5,872,118円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和3年9月末までに463,625円を回収しております。</p> <p>また、過年度未収金52,985,210円については、令和3年9月末までに3,462,102円を回収しております。</p> <p>今後とも貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。</p> | | | |

| | | | |
|--|--------------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 秋田地域振興局（建設部） | 監査年月日 | 令和3年7月27日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>令和2年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金554,100円については、令和3年9月末までに107,600円を回収しております。</p> <p>また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。</p> <p>過年度未収金11,019,782円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要領に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により令和3年9月末までに425,000円を回収しております。</p> <p>今後とも、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き誓約書作成により分割弁済を求めるほか、債務弁済契約公正証書の作成や、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な未収金回収に努めてまいります。</p> | | | |

| | | | |
|--|----------------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 平鹿地域振興局（福祉環境部） | 監査年月日 | 令和3年7月28日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>令和2年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金6,801,082円については、令和3年9月末までに一部納付を含め751,994円を回収しております。</p> <p>また、過年度未収金65,639,482円については、令和3年9月末までに一部納付を含め3,191,690円を回収しております。</p> <p>今後とも貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。</p> | | | |
| 監査課所名 | 平鹿地域振興局（建設部） | 監査年月日 | 令和3年7月28日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>令和2年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金19,200円については、債務者への文書による督促のほか、訪問面談による働きかけをするなどして令和3年9月末までに全額回収しております。</p> <p>また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問、呼出面談により督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。</p> <p>過年度未収金847,900円については、令和3年9月末までに102,600円を回収しております。</p> <p>今後とも、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き誓約書作成により分割弁済を求めるほか、債務弁済契約公正証書の作成や、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な未収金回収に努めてまいります。</p> | | | |
| 監査課所名 | 総合県税事務所 | 監査年月日 | 令和3年7月27日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>未収金については、その縮減に向けて努力しているところであり、令和3年9月末現在の過年度（令和元年度以前）及び令和2年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、10.8%、96,624,332円減の796,049,740円となっております。</p> <p>今後も口座振替納税、コンビニ納税、クレジットカード納税及び地方税共通納税システムの利用を積極的に広報することにより、納期内納税を推進してまいります。</p> <p>また、滞納となった事案については、滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の処分の執行により県税の累積滞納額の縮小に努めてまいります。</p> <p>未納額の8割を占める個人県民税については、秋田県地方税滞納整理機構とともに市町村との協働による徴収対策を推進し、未納額の圧縮を図ってまいります。</p> | | | |
| 監査課所名 | 北児童相談所 | 監査年月日 | 令和3年4月14日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>児童保護費に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>令和2年度に新たに発生した児童保護費負担金に係る未収金565,510円については、債務者への文書による</p> | | | |

督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和3年9月末までに19,690円を回収しております。

過年度未収金1,785,580円についても、同様に督促等を行い、令和3年9月末までに499,640円を回収しております。

また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権管理を行ってまいります。

| | | | |
|-------|---------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 中央児童相談所 | 監査年月日 | 令和3年6月24日 |
|-------|---------|-------|-----------|

(指摘事項)

児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和2年度に新たに発生した児童保護費等に係る未収金2,943,180円については、令和3年9月末までに32,100円を回収しております。

過年度未収金17,235,160円については、令和3年9月末までに123,700円を回収しております。

また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権管理を行ってまいります。

| | | | |
|-------|--------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 南児童相談所 | 監査年月日 | 令和3年4月21日 |
|-------|--------|-------|-----------|

(指摘事項)

児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和2年度に新たに発生した児童保護費等に係る未収金1,105,973円については、令和3年9月末までに73,820円を回収しております。

過年度未収金4,692,543円については、令和3年9月末までに一部納付を含め72,830円を回収しております。

また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権管理を行ってまいります。